

食品表示制度をめぐる情勢

令和 2 年 10 月

消費者庁

食品表示制度をめぐる情勢

消費者庁

令和2年10月

1. 食物アレルギーの表示について
2. 食品添加物表示制度に関する検討会について
3. 指定成分等含有食品の表示について

1. アレルギー表示について

- 特定のアレルギー体質をもつ消費者の健康危害の発生を防止する観点から、過去の健康危害等の程度、頻度を考慮し、加工食品等へ特定原材料を含む旨の表示を規定。
- 令和元年9月に食物アレルギー症例数の増加により、消費者委員会食品表示部会の意見も踏まえアーモンドを推奨表示対象品目に追加。

【主な食物アレルギーの症状】

軽い症状: かゆみ、じんましん、唇や臉の腫れ、嘔吐、喘鳴

重篤な症状: 意識障害、血圧低下などのアナフィラキシーショック

特定原材料等

特定原材料等の名称		理 由	表示の義務
特定原材料	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの	表示義務
特定原材料に準ずるもの	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの	表示を奨励

表示例

（アレルゲンの表示は、原則、個別表示。例外として、一括表示も可。）

【個別に表示する場合】

原材料名: じゃがいも、にんじん、ハム（卵・豚肉を含む）、マヨネーズ（卵・大豆を含む）、たんぱく加水分解物（牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む）／調味料（アミノ酸等）

【一括して表示する場合】

原材料名: じゃがいも、にんじん、ハム、マヨネーズ、たんぱく加水分解物／調味料（アミノ酸等）、（一部に卵・豚肉・大豆・牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む）

「くるみ」による食物アレルギーの症例数の急増を受け、令和元年7月に消費者委員会食品表示部会において、表示義務化の検討を行うことを了承。

○即時型症例数の推移

年度	上段:原因食物(症例数の順位)、下段:件数																			
24年度	鶏卵	牛乳	小麦	落花生	イクラ	エビ	ソバ	キウイ	クルミ	大豆	バナナ	ヤマイモ	カニ	カシューナッツ	モモ	ゴマ	サバ	サケ	イカ	鶏肉
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(11)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(18)	(20)
	1153	645	347	151	104	80	65	41	40	28	24	24	19	18	13	12	11	10	10	7
27年度	鶏卵	牛乳	小麦	落花生	イクラ	エビ	キウイ	クルミ	ソバ	大豆	カシューナッツ	バナナ	カニ	ヤマイモ	モモ	リンゴ	サバ	ゴマ	サケ	アーモンド
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(17)	(19)	(20)
	1626	1034	581	260	180	134	95	74	71	55	50	37	35	33	27	25	19	19	15	14
30年度	鶏卵	牛乳	小麦	クルミ	落花生	イクラ	エビ	ソバ	カシューナッツ	ダイズ	キウイフルーツ	バナナ	ゴマ	モモ	ヤマイモ	アーモンド	カニ	マカダミアナッツ	サケ	イカ
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
	1681	1067	512	251	247	184	121	85	82	80	77	38	28	24	22	21	20	15	14	13

○ショック症例数の推移

年度	上段:原因食物(症例数の順位)、下段:件数																		
24 年度	鶏卵	牛乳	小麦	落花生	エビ	イクラ	ソバ	バナナ	カシュー ナッツ	クルミ	カニ	大豆	キウイ	リンゴ	コメ	サバ	イカ	15品目	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(8)	(10)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(18)	
	77	66	64	20	14	12	11	5	5	4	2	2	2	2	2	2	2	1	
27 年度	鶏卵	牛乳	小麦	落花生	エビ	カシュー ナッツ	イクラ	キウイ	クルミ	ソバ	カニ	大豆	アーモンド (12)	サバ	バナナ	モモ	ヤマモ (14)	豚肉	27品目
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(8)	(10)	(11)	(12)	(12)	(14)	(14)	(14)	(14)	(18)	(19)
	136	124	94	27	15	10	9	7	7	6	5	4	4	3	3	3	3	2	1
30 年度	鶏卵	牛乳	小麦	クルミ	落花生	エビ	カシュー ナッツ	そば	イクラ	キウイフル ツ	大豆	カカオ	バナナ	オオムギ (13)	ココ ナッツ (13)	ブリ	マカダミア ナッツ (13)	マグロ	アーモンドを 含む27品目
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(19)
	125	118	87	42	38	18	15	14	12	8	5	3	2	2	2	2	2	2	1

※1 クルミは現在、推奨表示対象品目。
 ※2 即時型症例数は、上位20品目に限る。

2. 食品添加物表示制度に関する検討会について

消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)を踏まえ、2019年度に有識者による検討会を9回開催し、同年度末に報告書を取りまとめ、公表した。

食品添加物表示制度に関する検討会報告書の概要

現行制度の概要

○一括名、簡略名・類別名表示 / 用途名の表示

食品添加物は、物質名で表示する他、一部の添加物は、一括名等で表示が可能。

○無添加、不使用の表示

- ・消費者の誤認を招く無添加表示の存在
- ・具体的な表示禁止事項の解釈を示す通知が不明確。
- ・「人工甘味料」、「合成保存料」等の用語が無添加表示のためだけに使用。

○栄養強化目的で使用した添加物の表示

- ・一部の食品(ジャム類等)を除き、表示が不要。

○普及、啓発、消費者教育

- ・食品添加物やその表示に関し、消費者の理解が進んでいない。

今後の整理の方向性

物質名等で表示を求める消費者からの要望

- ・見やすさ、なじみがある、表示可能面積不足等から、**現行制度を維持。**
- ・使用した個々の物質や目的について、事業者が消費者へ自主的な情報提供を実施。

- ・表示禁止事項を明確化するため、**「無添加表示」に関するガイドラインを策定。**

- ・消費者の誤認を防止する観点から、**「人工」、「合成」の用語を削除。**

- ・消費者の分かりやすさの観点から、**原則全ての加工食品に表示する方向で検討。**

- ・事業者の影響等の調査や消費者委員会食品表示部会の「表示の全体像」も踏まえる必要。

- ・行政機関、消費者、事業者団体が**連携し**、対象とする**世代に応じたアプローチ**を実施。

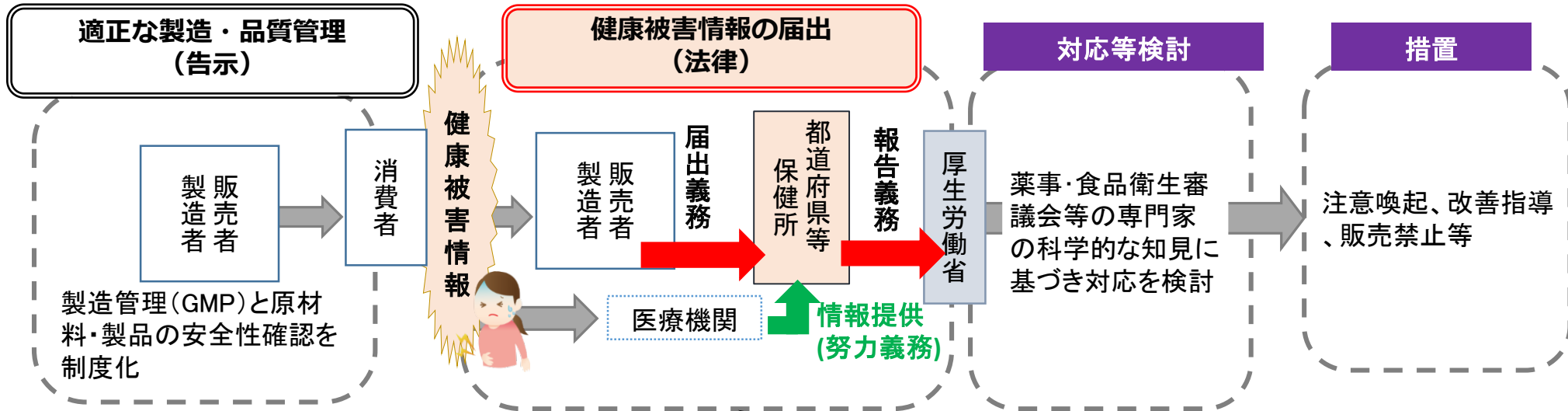
3. 指定成分等含有食品の表示について

平成30年6月厚生労働省が食品衛生法を改正し、健康被害の発生を未然に防止する見地から特別の注意を必要とする成分等(※)を含む食品について事業者から行政への健康被害情報の届出を義務化。

(令和2年6月1日施行)

※特別の注意を必要とする成分等の指定(告示)

厚生労働大臣が指定する成分等を定めた。指定成分等はコレウス・フォルスコリー、ドオウレン、プエラリア・ミリフィカ及びブラックコホシュの4つ。(令和2年3月公布、同年6月1日施行。)



○営業者による情報の届出の手続(食品衛生法施行規則)
営業者が自治体に報告すべき健康被害情報の具体的事項を定める。
令和元年12月3日から意見募集。令和2年3月公布、同年6月1日施行。

出典 <https://www.mhlw.go.jp/content/11131500/000481107.pdf>を参考に消費者庁にて一部編集

改正食品衛生法を踏まえ、厚生労働大臣が特別の注意を必要とする成分等（指定成分等含有食品）を指定することから、一般加工食品の横断的義務表示事項を定めた基準第3条第2項の表を改正し、指定成分等含有食品に関する表示の規定を新設する。

（令和2年6月1日施行）

改正案 第3条第2項の表（横断的義務表示）に項を追加する（新設）。

第3条 （略）

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

指定成分等含有食品（食品衛生法第8条第1項に規定する指定成分等含有食品をいう。以下同じ。）

指定成分等含有食品である旨	食品関連事業者の連絡先	指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨	体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨及び食品関連事業者に連絡すべき旨
「指定成分等含有食品（○○）」と表示する（○○は、指定成分等（食品衛生法第8条第1項に規定する指定成分等をいう。以下この項及び別表第20の指定成分等含有食品の項において同じ。）の名称とする。）。	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番号を表示する。	「指定成分等とは、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物です。」と表示する。	「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。加えて、体調に異変を感じた旨を表示された連絡先に連絡してください。」と表示する。

指定成分等は、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分等であるため、指定成分等を含む旨及び摂取をする上での注意事項は、他の表示事項より目立つ必要がある。このため、様式、文字ポイント等表示の方式等の個別ルールを定めた基準別表第20についても併せて改正を行う。

(令和2年6月1日施行)

改正案 別表第20に項を追加する（新設）。

食品	指定成分等含有食品
様式	別記様式1の規定による。
表示の方法	第8条各号（第3号を除く。）の規定によるほか、指定成分等含有食品である旨及び指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨は、JIS Z 8305に定める14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

上記の他、第5条第1項の表（義務表示の特例）、第10条第1項（義務表示）、第11条第1項の表（義務表示の特例）、第15条（義務表示）、別表第23に「指定成分等含有食品」の文言を追記し改正する。